

会 議 録

会議の名称	令和5年度 第3回 飯塚市高齢社会対策推進協議会専門委員会
開催日時	令和5年9月27日 14:00~15:00
開催場所	飯塚市役所 5階研修室2・3
出席委員	西園会長、谷副会長、丸林委員、上田委員、靱井委員、上野委員、小菅委員、高須賀委員
会議概要	<p>1 開会</p> <p>2 議題 (1) 第9期計画原案の総論部分について</p> <p>3 その他 (1) 令和5年度第4回専門委員会の開催について</p> <p>4 閉会</p>
会議資料	<p>資料1 介護保険事業費の実績と比較（給付費・地域支援事業費）</p> <p>資料2 飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 【令和6年度～8年度】（総論部）</p>
公開・非公開の別の別	<p>① 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者3人)</p>
その他（非公開理由等）	
会議内容	<p>【議題1】第9期計画原案の総論部分について 資料2をもとに説明を行い、資料1及び資料2の質問事項について回答を行う。</p> <p>A委員：定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用が減る見込みの理由と同一法人内の利用率について、前回、取り決めた内容の段階的な制限の進捗状況について</p> <p>事務局：定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、初回指定時の条件として、「随時訪問サービスについては、随時の通報があってから、概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めることとなるが、利用者の居宅と事業所とが同一建物もしくは局所的な狭い地域のみサービス提供となつてはならない。」と条件付けがされていた。しかし、事業所は「囲い込みをしない」と回答をしていたが、実際には囲い込み状態となっており、条件を満たしているとは言い難い状況であったことから、令和4年3月の飯塚市高齢社会対策推進協議会において、①次回の指定更新時(令和10年度)までに7割以内の暫定条件を満たすこと、②更に次回の</p>

会 議 録

指定更新時(令和16年度)までに6割以内の条件を満たすことの条件を付し、現在のサービス利用者の不利益に繋がることを防ぐため、令和4年度の更新を認め、次回の指定更新時(令和10年度)までに、暫定条件数値(7割以内)を満たすことを必須とした。その後の実地指導等の機会を通じて、現在のサービス利用者のケアプランチェックによる見直しや外部利用者へのサービス提供の推進により、本来の条件数値(6割以内)を満たすよう改善を求め、更に次回の指定更新時(令和16年度)までには条件を満たすよう指導を継続することとしていた。指定していた2事業所について、1事業所については令和4年の更新時に事業所を廃止、もう1つの事業所については令和4年の更新を経て、現在令和10年までの暫定数値7割以内を達成している。1事業所は廃止になったが、サービスの適正化は進んでいると認識している。

B委員：総合事業の事業対象者や要支援者が重度化しないために、訪問型サービスC、通所型サービスCの活用に関する考えや介護予防事業の取り組み状況で推進していく事及び見直しを検討する事などあるか。

事務局：訪問型サービスC及び通所型サービスCに関しては、短期集中予防サービスとなっており、利用回数が少なく利用効果が得られにくいということから、今年度より利用回数を2倍に増回している。現在、サービス内容の徹底を図り、活用促進に向け地域包括支援センターの職員を対象に、再度会議等で説明を行うほか、市の保健師が自宅訪問する際には、サービス利用対象と思われる方に利用を勧めている。今後、総合事業にとらわれず、住民が利用しやすいように見直しを行うなど検討していきたいと考えている。また、住民主体の介護予防活動を育成・支援できるような事業や、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施していく必要があるため、高齢者の特性を踏まえた通いの場の計画や参加したくなる通いの場のあり方を検討していくこととしている。

C委員：地域リハビリテーション活動支援事業の活用の考えはあるか。

事務局：地域リハビリテーション活動支援事業実施については、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、通所系サービス、訪問系サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援するものとされている。現在、介護予防普及啓発事業において、通いの場の講師としてリハビリテーションに関する専門職の方にご協力いただいている。また、

会 議 録

各地域包括支援センターが実施している地域ケア会議には、リハビリテーションに関する専門職の方に出席依頼しているケースが多くある。今後は、地域ケア会議で多職種が個別ケースについてあらゆる視点からの検討を行い、個人的課題の解決を図る機能として有効に運用できるように、リハビリテーションに関する専門職を講師として研修会等を開催することを検討している。

D委員：資料1について、予防給付（介護予防サービス）の計画値と実績値が大きく違うのはなぜか。

事務局：介護予防訪問入浴介護、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防認知症対応型共同生活介護の計画値と実績値の違いについては、給付単価が高いため利用者の増減により給付費に大きな差が出ていることによるもの。

E委員：資料2の1ページについて、「1. 計画策定の背景と目的」が「1. 計画策定の趣旨」となった理由。

事務局：わかりやすい文言を考慮し努めているが、文言が分かりづらい等の意見があれば、協議をもって変更を行っていく。

F委員：資料2の2ページ、「(1) 計画法的位置づけ」を表す図の介護保険事業計画の内容を変更した理由。

事務局：見直しを行い、再度、お諮りさせていただきたい。

G委員：資料2の4ページについて、「本市の総人口は、平成18年度の合併により現在の飯塚市となって以降減少を続けており、」と記載されているが、第8期計画では「本市の総人口は、過去6年の実績（下表）をみると平成27年度より減少しており、」と記載されている。いつから減少に転じているのか。

事務局：第8期では掲載していた過去6年の実績から平成27年より減少としていたが、正しくは合併後より減少を続けている。

H委員：資料2の4ページについて、「一方、高齢者人口は令和3年度を境に減少」と記載されているが、総人口も減少していると記載があるため、「同様に高齢者人口も令和3年度を境に減少」となるのではないか。

事務局：総人口の減少の推移と異なり、高齢者人口は令和2年まで増大を続け、令和3年度より減少となったことによるもの。記載が分かりにくく、文言を

会 議 録

変更した方がよいというご意見があれば、変更を検討させていただく。

I 委員：資料2の7ページについて、「高齢者単身世帯の増加が顕著です」と記載されているが、内訳及び男女比が把握できれば、高齢女性の貧困問題を考える際の参考となるのではないか。

事務局：国勢調査の統計データを基に作成しているが、高齢者単身世帯の男女別内訳が記載されていないため確認できない状況である。

I 委員：第8期では高齢者単身世帯と夫婦世帯の増加という記載があり、第9期では高齢者単身という記載であったため、女性の単身世帯が増えているのかと心配になりお聞きした。例えば、12ページの介護状況において、「回答者の主な介護者は「子」(55.3%)、「配偶者」(24.8%)の順であり、性別は「女性」(70.5%)が約7割を占めています。」と記載があり、自宅で最期を迎えたいという在宅希望の方も増えている中で、息子が母親を看るとなると難しい状況で、今後、考えていく必要があるのではないかと思う。そのため、可能であれば「子」の男女比等、アンケート等の実施の際にデータの収集を行っていただければありがたいと思う。

事務局：3年後になるが、次回の高齢者実態調査に反映が可能であれば行いたいと思う。

J 委員：第8期計画と今回の資料2を比較すると、文字が小さいが、最終は第8期計画のように文字が大きくなるのか。資料2の方が見にくいいため、お尋ねしたい。また、資料2の27ページの日常生活圏域の設定について、第8期計画の26ページと表現が変わっている。例えば、「旧中学校区区域・地区公民館単位を原則」の記載が「各地区交流センター単位を原則」に変更されていたり、「地域交流センター」の記載が「地区交流センター」に変更されていたりしている。説明で前回と変わらないとのことであったが、変わっているのではないか。

事務局：変更がないと申したのは、圏域の分け方についてである。日常生活圏域設定時に旧中学校区区域及び地区公民館単位を原則として、包括に分けていった経緯がある。表現の仕方が少し変わっているため、まちづくり推進課等に確認し、再度、お諮りさせていただきたい。文字の大きさについては、見やすいように調整を行っていきたいと考えているため、委託業者と相談し対応していく。

K 委員：資料1の2ページの介護予防・日常生活支援総合事業の中のサービス種別・項目箇所について、訪問型サービスBと訪問型サービスDが記載されてお

会 議 録

り、計画値が「0」になっているが、飯塚市ではこの事業を行っていないという認識でよいか。

事務局：本市では、訪問型サービスBと訪問型サービスDについては実施しておりません。訪問介護相当サービス、訪問型サービスA及び訪問型サービスCのみ実施している。

K委員：計画を見直すにあたり、今後、訪問型サービスBと訪問型サービスDについて飯塚市で取り組む予定はあるのか。

事務局：訪問型サービスBについては、訪問介護相当サービス、訪問型サービスAも同様、総合事業の基本チェックリストを実施し、プランを立てた上で利用する流れになる。訪問型サービスCのプランを立て訪問を行うのがよいのか、または、プランに縛られず65歳以上の高齢者全員が参加可能な一般介護予防事業で通いの場を創設するのがよいのか、現在、内部で協議を行うほか、専門職の方に相談させていただいており、検討を行っているため、確認でき次第、改めてお諮りさせていただきたい。なお、計画への記載については、改めて各論の協議の際に説明させていただきたいと思うが、記載できない可能性もある。

L委員：第8期の65ページの訪問型サービスの種類等について、事業内容はどこかに記載されているか。

事務局：第8期では、42ページに本市が実施している事業の内容について記載している。また、第9期については記載を行わない予定である。第9期の記載について、ご意見等があれば対応を検討したいと思う。

M委員：見込費用の算定時に「0」で計上している場合は、計画途中で費用が必要になった際に補正等で対応し事業を実施することは可能なのか。計画策定時に見込まなければ実施困難になるのか。

事務局：不可能なことではない。財政課協議のうえ、第9期期間において実施可能な運びとなる場合もある。また、例えば、一般介護予防事業中、介護予防把握事業や地域リハビリテーション活動支援事業については「0」となっているが、費用を必要としない内容で事業を実施している場合もある。

M委員：可能であれば、資料1の2ページの地域活動予防支援事業について、介護予防事業、または、実際に通所や総合事業に通われている方で小規模のデイサービス等の利用も増えているため、リハビリ専門職がいないデイサービス等にリハビリ専門職を派遣して、介護士や看護師の方にプログラムの組み立て方や運動方法を一緒に取り入れ、重症化しないような取組、今の状態が維持できるような取組を行えば、現行相当やデイサービ

会 議 録

スの給付費が上がらずに実施できるのではないかと思う。使い分けをうまく計画を立てていただければ効果的ではないか。

事務局：当該年度で全て事業を行うことは困難かと思うが、取組は随時増やしていきたいと思っている。

【その他】令和5年度第4回専門委員会の開催について

日時：令和5年10月4日(水)14時から

場所：飯塚市役所2階201会議室